

令和3年4月23日

教職員各位

理事長 池 北 雅 彦

県をまたぐ移動の自粛について

新型コロナウイルス感染症については、変異株が確認されるなど、全国的に感染が拡大しており、このたび、東京、京都、大阪、兵庫の4都府県を対象地域として政府による感染症拡大防止のための緊急事態宣言が出されることになりました。

これを受け、本学では下記のとおり措置を講ずることといたします。人の移動が多くなるゴールデンウィークの時期を迎えるにあたり、教職員の皆様におかれましては、引き続き、手洗い、密閉・密集・密接の3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策の徹底をお願いいたします。

記

1 県境をまたぐ移動の注意

- 緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置の区域を目的地又は経由地とする出張の命令を控えることとします。
- 緊急事態宣言の対象地域、まん延防止等重点措置から本学への学外者の来訪については控えていただき、メールやZOOMなどで代替してください。
- その他の県境をまたぐ移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、万全の感染防止対策を講じてください。

2 感染予防対策の徹底

- 感染拡大を防ぐためには、一人ひとりの行動が最も重要です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意するなど、引き続き基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- 会食をする場合は、4人以下でのマスク会食とし、手洗いやうがい、手指の消毒など基本的な感染症対策を徹底してください。

3 措置の期間

令和3年4月23日（金）から5月11日（火）まで

なお、5月12日（水）以降の措置については、政府、山口県及び山陽小野田市等の対応を踏まえ追って発表いたします。

以上